

第七十四回
帝國議會

輕金屬製造事業法案特別委員會議事速記錄第五號

昭和十四年三月二十四日(金曜日)午前十時二十九分開會

○委員長(伯爵橋本實斐君) ソレデハ只今

カラ昨日ニ引續キ本日ノ會議ヲ開キマス、

昨日工業組合法中改正法律案ヲ議題ニ供シマシテ、段々御質疑ヲ願シテ居リマシテ、色

色御發言ガゴザイマシタガ、今日ハ若シ尙

御質疑ガゴザイマスレバ御續ケヲ願ヒタイ、

別段御質疑ゴザイマセヌデセウカ、特ニ昨

日御出ガナカツタ方ハゴザイマセヌデセウ

カ、加藤サンハ今御出デニナリマシタガ、工

業組合法中改正法律案ノ質疑ヲ繼續シテ居

リマスルガ別ニ御質疑モゴザイマセヌカ

○加藤敬三郎君 モウ質疑ハアリマセヌ

○委員長(伯爵橋本實斐君) ソレデハ御異

議ガナケレバ工業組合法中改正法律案ノ方

モ之ヲ以テ質疑ヲ打切りタイト存ジマスガ

如何デゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵橋本實斐君) 然ラバ之ニテ

工業組合法中改正法律案ノ質疑ヲ打切りマ

ス、此ノ際御諸リ致シマスガ、討論ニ入ルニ先立チマシテ、皆サシテ御懇談ヲ願ヒマ

シテ、本委員會ニ付託セラレマシタ三案ニ

付キマシテ御相談申上ゲタイト存ジマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵橋本實斐君) ソレデハ速記ヲ中止致シマシテ、御懇談ヲ願フコトニ致シマス

午前十時三十三分懇談會ニ移ル
午前十一時十二分懇談會ヲ終ル

○委員長(伯爵橋本實斐君) 速記ヲ始メ

○委員長(伯爵橋本實斐君) 速記ヲ始メ

テ……之ヲ以テ懇談會ヲ閉シマシテ、御異

議ガナケレバ、此ノ際本委員會ニ上程セラ

レマシタ三案ニ付キマシテ討論ニ入りタイ

ト存ジマス、討論ハ三案ヲ一括シテ致サウ

ト思ヒマス、唯順序ハ先づ帝國鑄業開發株

式會社法案ニ付テ御意見ガアリマスレバ……

○眞野文一君 私ハ先づ只今御話ガアリマ

シタ帝國鑄業開發株式會社法案ニ付テ贊成

ノ意ヲ表シマス、本法案ハ重要鑄物ノ資源

開發ヲ促進シ、其ノ増産ヲ圖ル爲ニ、第十

一條ニ依ル所ノ種々ノ事業ヲ營ムベキ目的

ヲ以テ會社ヲ作ラムトスルモノデアリマス、良イ法案ト思ヒマスノデ贊成ヲ致シマス、

但シ此ノ際ニ一ツ希望ヲ述べテ置キタイン

デアリマスガ、ソレハ在來ノ鑛山ナリ、マ

ア在來ノ會社ト申シマセウカ、サウ云フモスガ、同時ニサウ云フ是迄ノ在來ノ鑛山會社ニ付テモ十分ニ御注意アラムコトヲ希望

スルノデアリマス、一二三ノ鑛山ヲ私ハ見タ

ノデアリマスガ、此ノ時局ニ際シマシテ、

其ノ會社又ハ鑛山ノ全機械モ大馬力ヲ掛ケ

テ事業ヲ營ンデ居ルノデアリマス、誠ニ然ル

ベキコトデアルト、誠ニ結構ナコトト存ジ

マスガ、是ヨリ長期、長イ間之ヲ繼續シテ

参リマス上ニ於キマシテハ、注意ヲ要スル

モノガアルト思フノデアリマス、私ノ見マ

シタ所デハ、只今申上ゲマシタヤウニ、人

モ機械モ大馬力ヲ掛ケテ晝夜兼行ト云フ有

様デヤツテ居ルノデアリマスカラシテ、機械

ヲ見マシテモ、人ヲ見マシテモ、過度ノ疲

労ヲ見ル譯デアリマシテ、機械ガ若シ一頓

トモ是ハ異議ハゴザイマセヌ、取敢ズソレ

ダケノコトヲ贊成ノ意ヲ表シテ置キマス

軽金屬製造事業法案、工業組合法案、兩方

ノ御討議ヲ願ヒマス、御意見ノ御發言ハゴ

ザイマセヌカ……然ラバ御異議ガナケレバ

工業組合法中改正法律案之ヲ便宜、先ニ是

ノ御討議ヲ願ヒマス、御意見ノ御發言ハゴ

ザイマセヌカ、然ラバ最後ニ輕金屬製造事

業法案是ノ討議ヲ開始致シマス

○子爵井上匡四郎君 現在ノ非常時ヲ克服

致シマスニ付キマシテハ何ト申シマシテ、
生産擴充ト國際收支ノ改善ト云フコトガ主
ナル眼目デアルト考ヘルノデアリマシテ、
而シテ此ノ兩者ハ互ニ相密接ナル關係ヲ持ツ
テ居ルノデアリマス、即チ生産擴充ニ對ス
ル所ノ總テノ器具機械其ノ他ノ施設殊ニ其
ノ原料ニ於テ之ヲ外國ニ求メルト云フコト
デアリマシテハ、國際收支ノ改善ト云フ目
的ヲ完全ニ達スルコトガ出來ナイノデアル、
從ッテ生産擴充ニ對スル特ニ資源ト云フモノ
ハ全ク國內ニ存在セザルモノハ已ムヲ得ナ
イノデアリマスガ、出來ベキダケ如何ナル
困難ヲ忍ビ、負擔ヲ忍ンデモ國內ノ資源ニ
依ッテ生産ヲ擴充シテ行クト云フコトガ生産
擴充ノ本旨デアッテ欲シイト思フノデアリマ
ス、政府ノ立案セラレマシタ種々ノ計畫ニ
モ其ノ趣旨ハ能ク現レテ居ルノガアルノデ
アリマス、然ルニ此ノ輕金屬製造事業法案
ニ現レテ居リマス所ノ生産擴充ト云フモノ
ハ其ノ計畫ニ於テ國內ニ、私ノ見ル所デハ
相當ノ資源ト認ムベキモノガ存在シテ居ル、
又私ノ見ル所デハ日本ノ是等ノ資源ヲ原料
トシテ「アルミニウム」ヲ製造スル所ノ方法
モ十分ニ發達シテ居ルト考ヘルノデアリマ
ス、然ルニ政府ノ提案セラレマシタ所ノ擴
充計畫ハ、如何ニシテ此ノ國內ニ存在スル

所ノ資源ニ依ラズシテ、矢張リ之ヲ海外ノ
資源ニ求メテ居ラレルト云フ點ハ、此ノ生
産擴充ノ本旨ニ照シマシテ私ハ甚ダ遺憾ニ
考ヘルモノデアリマスガ
此ノ點ニ付テハ屢々政府ノ御趣旨モ承ッタソ
デアリマスガ、此ノ上トモドウカ政府ニ於
テハ本案ノ實行ニ當リマシテハ、此ノ點ニ
付テ特ニ留意セラレマシテ、此ノ計畫ニ依
ル擴充計畫ノ完成スルニモ又相當ノ歲月モ
アルコトデアリマスカラ、此ノ間ニドウカ
政府ノ認識ヲ進メラレテ、若シ出來ルコト
デアレバ今後ニ於ケル擴充ヲ、其ノ原料ヲ
國內ノ原料ニ向ケラレルヤウニアツテ欲シ
イト云フ強イ希望ヲ持ツテ居リマス、茲ニ其
ノ希望ヲ若シ委員諸君ノ御同意ヲ得マスル
ナラバ決議トシテ御決議ヲ願ヒタイト考ヘ
ルノデアリマス、其ノ文案ハ讀ミマスカ
○委員長（伯爵橋本實斐君）一應御發表願
ヒマス
○子爵井上匡四郎君 此ノ文案ハ御修正ヲ
願ヒタイト思ヒマスガ、其ノ趣旨ハ斯ウ云
フ趣旨ヲ申シタ伊ト考ヘマス
希望決議

存在スルニ拘ハラズ主トシテ之ヲ海外ニ
依存セントスルハ國策ニ順應セザルモノ
ト認ムルヲ以テ本業ノ實行ニ當リ政府ハ
特ニ此ノ點ニ留意スベシ、此ノ文案ハドウ
カ適當ニ御修正ヲ御願ヒ致シマス
○委員長（伯爵橋本實斐君）他ニ御發言ハ
ゴザイマセヌカ

カラ、私ハ井上子爵ニ賛成致シマス
○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御發言ハ
ゴザイマセヌカ
○眞野文二君 私ハ井上子爵ニ賛成致シマ
ス
○子爵大河内正敏君 私モ井上子爵ニ賛成
致スモノデアリマス、尙ソレニ付テ一言申
上ゲテ置キタイノハ只今希望決議ニ對スル
御反対ガゴザイマシタ、是ハ趣旨ニ於テノ
御反対ニ非ズシテ、斯クノ如キモノヲ附ス
ル必要ナシト云フ御反対デアリマス、何故
ニ附スル必要ナシトスルカト言ヘバ、政府
ニ於テ此ノ趣旨ヲ認メテ居ルノデアリマス
カラ、認メテ居ル以上ハ之ヲ附ケル必要ハ
ナイヂヤナイカト云フ御反対デアリマスケ
レドモ、ソレガ私共ノ最モ憂フル所デアリ
マシテ、元來此ノ法案ノ出マシタ時ニハ、
今日程實ハ輕金屬工業ニ對シテ政府ニ御理解
ガナカツタト私ハ思ヒマス、此ノ委員會ニ於
テ質問應答ノ結果、段々實ハ事情ガ御分リ
ニナツテ來タト云フノハ、是ハ全ク當局ニ於
カレテ所謂度々私ノ申ス技術人ノ貧弱ナ爲
デアル、特ニ斯ウ云フ新シイ工業ニ對シテ
ハ十分ニ理解ヲサレ、能ク分ッテ居ラレル技
術者ガ數ガ少イ、外ニヤル仕事ガ澤山アル
爲ニ根本カラ斯ウ云フ問題ヲ検討スルダケ

ノ實ハ時間モナケレバ人モ足リナイト云フ
ヤウナコトカラシテ、茲ニ今ノヤウナ問題
ガ起ツテ來タト思ヒマス、詰リ法案ノ立案セ
ラレタ當時ニ於ケル輕金屬ニ對スル政府ノ
見解ト、今日トハ非常ナ違ヒニナツテ居ル、
故ニ此ノ趣旨ニ於テハ政府ガソレヲ認ヌテ
居ラレル以上ハ希望決議ノ必要ナシト云フ
コトガ言ハレマスケレドモ、併シ政府ハ此
ノ趣旨ヲ能ク認メラレテ來タノハ此ノ委員
會ニナツテカラダト思ヒマス、或ハ衆議院ニ
於ケル討論ニ於テモ無論事情方段々ニ分ッ
テ來タト思ヒマスガ、特ニ強ク此ノ問題ニ觸
デアリマスカラ其ノ點ヲ尙記録ニ留メテ、
置クト云フ上ニ於テモ此ノ希望決議ハ非常
ナ效果ガアルト思ヒマスカラ、此ノ意味ニ
於テ私ハ蛇足トハ思ハナイノデアリマス、
非常ニ必要ダト思ヒマス、若シアッテモナク
テモ宜イカラト云フコトデ御反對デアリマ
スナラバ、何トカシテ其ノ點ヲ能ク御了解
願ヒマシテ御贊成ヲ願ヒタイト思ヒマス
○委員長(伯爵橋本實斐君)　政府委員、何
カ御發言ゴザイマセヌカ

此ノ「アルミニウム」工業ノ此ノ輕金屬ノ法
案ヲ出シマス當時ニ於キマシテモ私共ハ出
來得ルナラバサウ致シタイト思ヒマンタ、
併シ一方、軍需、民需、是ノ必要が非常ニ
迫ツテ居リマシテ、國內品デ直チニ之ヲ補給

マス、先づ順序ト致シマシテ、衆議院ヨリ送付ニ係ル輕金屬製造事業法案ヲ議題ニ致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ願ヒマス
○委員長(伯爵橋本實斐君) 全會一致ト認ム
〔總員舉手〕

ノ實行ニ當リ政府ハ開
シ」次ニ帝國鑛業開
ニ付シマス、衆議院
ノ諸君ノ擧手ヲ請ヒ

付ニ此ノ點ニ留意スペ
改正通り原案ニ賛成

此ノ「アルミニウム」工業ノ此ノ輕金屬ノ法
案ヲ出シマス當時ニ於キマシテモ私共ハ出
來得ルナラバサウ致シタイト思ヒマシタ、
併シ一方、軍需、民需、是ノ必要ガ非常ニ
迫ツテ居リマシテ、國內品デ直チニ之ヲ補給
スルコトガ今ハ出來ナイ狀況ニアリマス、
國內品ガ相當ノ成績ヲ擧ゲテ參リマスルナ
ラバ、外國カラ原料ヲ輸入スルト云フヤウ
ナコトハ是ハ止メナケレバナラヌコトダント
思ヒマスガ、何シロ今ハ間ニ合ハナイ、此
ノ急場ヲ凌グ爲ニ已ムナク致シマシテ、
「ボーキサイト」ノ輸入トナツテ居ル現狀デア
リマス、豫算ニ於キマシテモ國內ノ資源ヲ
開發致シマシテ「アルミニウム」、「アルミ
ナ」、是等ノモノヲ造ル爲ニ若干ノ豫算ヲ計
上致シ、御協贊ヲ願ツテ居ル次第デアリマ
ス、今後ニ於キマシテモ、無論政府ハ國內
ニ於テ出來ルダケ國內品ノ助長、助成、之
ニ對シマシテハ力ヲ盡シマシテ、將來ニ於
キマシテハ、輸入原料ヲ絶滅致シタイト云
フ心得ヲ以テ進ンデ居ル次第アリマス、
何卒政府ノ意ノ在ル所ヲ御了承願ヒタイト
思ヒマス

マス、先づ順序ト致シマシテ、衆議院ヨリ送付ニ係ル輕金屬製造事業法案ヲ議題ニ致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ願ヒマス
○委員長(伯爵橋本實斐君) 全會一致ト認ム
〔總員舉手〕

ノ實行ニ當リ政府ハ開
シ」次ニ帝國鑛業開
ニ付シマス、衆議院
ノ諸君ノ擧手ヲ請ヒ

付ニ此ノ點ニ留意スペ
改正通り原案ニ賛成

マス、先づ順序ト致シマシテ、衆議院ヨリ送付ニ係ル輕金屬製造事業法案ヲ議題ニ致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ願ヒマス
○委員長(伯爵橋本實斐君) 全會一致ト認メマス、本案ニハ只今討論中ニ於キマシテ、
井上子爵ヨリ希望決議ヲ附スベシト云フ御意見ガ出テ居リマス、サウシテ御賛成ノ方アリ、御反對ノ方ガアリマス、仍テ本決議案ニ付キマシテ採決ヲ致シマス、先づ反対ナリトセラル、諸君ノ舉手ヲ願ヒマス
〔舉手者……〕
○委員長(伯爵橋本實斐君) 二名デアリマス、此ノ希望ノ決議案ニ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ願ヒマス
〔舉手者多數〕
○委員長(伯爵橋本實斐君) 多數デアリマス仍テ輕金屬製造事業法案ニ對シマシテ、
政府ニ對シマシテ希望決議案ガ附帶サレルコトニナリマシタ、只今其ノ案ヲ朗讀致シマス、輕金屬製造事業法案希望決議「生産擴充ノ資源ハ總テ之ヲ國內ニ需ムルヲ以テ本旨トス然ルニアルミニウム製產擴充計画ニ於テハ國內ニ其ノ資源ノ存在スルニ拘ラズ主トシテ之ヲ海外ニ依存セントスルハ國策ニ順應セザルモノト認ムルヲ以テ本案

ノ實行ニ當リ政府ハ開
シ」次ニ帝國鑛業開
ニ付シマス、衆議院
ノ諸君ノ擧手ヲ請ヒ

付ニ此ノ點ニ留意スペ
改正通り原案ニ賛成

ノ實行ニ當リ政府ハシ
シ」次ニ帝國鑛業開
ニ付シマス、衆議院
ノ諸君ノ擧手ヲ請ヒ
○委員長（伯爵橋本富
リマス、仍テ可決ス
タ、最後ニ工業組合
ヲ致シマス、原案ニ封
ヒマス
〔總員擧手〕
○委員長（伯爵橋本富
リマス、仍テ以上本
シタル三案ハ茲ニ決
會ハ之ヲ以テ散會ト
諸君ニハ色々御努力
情アル御支援ニ依リ
ナキヲ得マシタコト
シマス所デアリマス、
ス
午前十一時三十分
出席者左ノ如シ
委員長
副委員長
委員

付ニ此ノ點ニ留意スペ
改正通り原案ニ賛成

斐君）全會一致デア
委員會ニ付託セラレマシテ、本委員會シマス、今日迄委員會ノ願ヒマシテ、又御同シテ、シテ今日迄幸ヒ過チハ、私ノ非常ニ感謝致シマス、之ヲ以テ終ト致シマス、
六分散會

子爵井上匡四郎君

子爵大河内正敏君
子爵保科 正昭君

男爵伊藤 一郎君
男爵松田 正之君

男爵肝付 兼英君
加藤敬三郎君

根津嘉一郎君

磯貝 浩君

松本勝太郎君

小野 耕一君

氏家 清吉君

政府委員

商工政務次官 今井 健彦君

商工省工務局長 東 榮二君

商工省鑛山局長 小金 義照君

商工書記官 山本 茂君